登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、三〇一号の一	平成二十二年六月二十八日	ドンパンじっちゃ&DON君・PA Nちゃん	平成二十一年八月十六日	美術の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十一年八月十六日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
柴田真希亜　秋田県大仙市長野字神林七五―二

○農林水産省告示第千二百九号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年八月三日

農林水産大臣　山田　正彦

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Angelonia Bonpl.	Danalon 6	Danziger Dan Flower Farm Moshav Mishmar Hashiva, 50297, Israel	第23139号 平成22年6月8日
Catharanthus roseus (L.) G. Don	フラッペ　スターダストホットピンク	株式会社ミヨシ　東京都世田谷区八幡山2丁目1番8号	第23416号 平成22年6月28日
Celosia L.	炎の舞（ほのおまい）マゼンタ	豊明花き株式会社　愛知県豊明市阿野町三本木121番地	第22989号 平成22年6月4日
〃	炎の舞（ほのおまい）オレンジ	〃	第22990号 平成22年6月4日
〃	炎の舞（ほのおまい）ピンク	〃	第22991号 平成22年6月4日
〃	炎の舞（ほのおまい）イエロー	〃	第22992号 平成22年6月4日
Chrysanthemum indicum L.	ＢＲＡＮＳＴＡＲ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン　愛知県愛知郡長久手町砂子607番地	第23459号 平成22年6月29日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	ＤＥＬＩＪＥＲＳＥＹ	Deliflor Royalties B. V.　Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第23864号 平成22年6月2日
Paeonia suffruticosa Andr.	黒洋錦（こくようにしき）	安部洋生　島根県松江市八束町二子829―1	第23579号 平成22年6月7日
Rosa L.	Evera179	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン　愛知県愛知郡長久手町砂子607番地	第21398号 平成22年5月12日
〃	Evera180	〃	第21399号 平成22年5月12日

○農林水産省告示第千二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字大川内字後藤寺平一〇七五の五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字豊岡字井料平三三七の二、三三七の四、三三九の一から三三九の三まで、三四二、三五〇の三、三五〇の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井料平三三九の一から三三九の三まで・三五〇の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町市原字向平二七一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向平二七一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字黒川六七七〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備